

改め、同条第二項中「特定法人」を「令和十七年九月三十日までの間、特定法人」に改め、同項ただし書中「当該行政執行法人の職員をもって組織する組合」を「組合」に改め、同条第四項中「特定法人」を「令和十七年九月三十日までの間、特定法人」に改め、同条第六項中「第四項」を「令和十七年九月三十日までの間、第四項」に改め、同条第八項中「新国共済令」を「国共済令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二 次の表の上欄に掲げる期間における前条第八項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

附則第四条第三項中「前条の」を「前二条の」に、「同条第一項」を「附則第三条第一項」に、「次条第二項」を「附則第四条第二項」に改める。

附則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定（国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令附則第二条第一項の改正規定、同令附則第三条第一項の改正規定（当分の間）を「令和十七年九月三十日までの間」に改める部分を除く。）、同条第二項の改正規定（「特定法人」を「令和十七年九月三十日までの間、特定法人」に改める部分を除く。）及び同条第八項の改正規定を除く。）は、令和九年十月一日から施行する。

財務大臣 片山さつき
内閣総理大臣 高市 早苗

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百十一号

地方公務員等共済組合法施行令及び地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二条第一項第一号、第百四十二条第一項及び附則第三十一條の三、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十号）附則第九十七條並びに社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）附則第五十五條の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中口を削り、ハを口とする。

第二十八條第一項中「及び附則第三十條の二」を「並びに附則第三十條の二及び第三十五條の四第一項」に改める。

第四十二條第一項第十一号中口を削り、ハを口とする。

附則第四条から第十條までを次のように改める。

（特定減額特例対象者に係る組合員の資格に関する経過措置）

第四条 当分の間、地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用される第二条第一項第七号に掲げる者のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条の規定の適用を受ける同法第二条第一号に規定する労働者であつて、その者の報酬月額（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして総務省令で定めるものを除く。）について法第四十三條第八項及び第二十二條の規定の例により算定した額が八万八千円未満であるもの（以下この条において「特定減額特例対象者」という。）については、法第三十九條第一項の規定にかかわらず、特定組合（当該地方公共団体又は特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。次項及び第五項において同じ。）の組合員としない。

2 前項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより特定組合に申出をした特定減額特例対象者は、特定組合の組合員とする。

3 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日から、同項の規定による組合員の資格を取得する。

4 組合員が 特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至った日から、同項の規定による組合員となつたものとみなす。

5 第二項の規定による組合員（前項の規定により当該組合員とみなされた者を含む。以下この条において「特定減額特例対象組合員」という。）は、いつでも、主務省令で定めるところにより特定組合に申出をし、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失することができる。

6 特定減額特例対象組合員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（その事実が生じた日に更に組合員の資格を取得したときは、その日）から、当該特定減額特例対象組合員の資格を喪失する。

一 前項の申出が受理されたとき。

二 特定減額特例対象者でなくなつたとき。

三 死亡したとき、又は退職したとき。

7 特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第三十九條第一項の規定の適用については、同項中「その職員となつた日」とあるのは、「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第四条第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。

8 特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合には、法第四十條第一項、第二項及び第四項、第四十三條第七項及び第八項並びに第四十八條第二項の規定その他主務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）は、適用しない。

9 特定減額特例対象組合員が第六項第二号に該当するに至つた日前から引き続き同一の地方公共団体又は特定地方独立行政法人に使用され、かつ、同日において職員に該当する場合における法第六十三条第二項並びに第百十四条第一項及び第二項の規定その他主務省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、同日に組合員の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

第五条 前条の規定は、法人等（組合、連合会、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。附則第三十五条の三及び第三十五条の六において同じ。）に使用される者について準用する。この場合において、前条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者」と、同条第七項から第九項までの規定中「職員に」とあるのは「職員に準ずる者として主務省令で定める者に」と読み替えるものとする。

第六条から第十条まで 削除

附則第三十五条の二の次に次の見出し及び四条を加える。

（特定地方独立行政法人又は法人等に使用される短時間組合員に係る費用負担に関する特例）

第三十五条の三 法附則第三十一条の三の政令で定める者は、特定地方独立行政法人又は法人等に使用される短時間組合員（次の各号のいずれにも該当する者をいう。次条から附則第三十五条の六までにおいて同じ。）とする。

一 第二条第一項第七号に掲げる者（法人等に使用される者にあつては、同号に掲げる者に準ずる者として主務省令で定める者）

二 標準報酬の等級（法第四十三条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定による標準報酬の等級をいう。附則別表において同じ。）が第一級から第九級までの等級である組合員

第三十五条の四 次の各号に掲げる特定地方独立行政法人（既にこの項の申出をした特定地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、当該各号に定める日（第四項及び第五項において「申出基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより特定組合（当該特定地方独立行政法人の職員を組合員とする組合をいう。同項において同じ。）に申出をした場合は、法第百十三条第二項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、当分の間、特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員に係る特定地方独立行政法人の負担すべき同項第一号及び第四号の負担金（標準報酬の月額に係る負担金に限る。以下この項、第六項及び第七項において「短時間組合員に係る負担金」という。）の負担の割合を、附則別表各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合を増加することができる。この場合において、短時間組合員に係る負担金の額のうち、短時間組合員に係る標準報酬の月額に短期給付等に係る費用負担率（短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに流行初期医療確保拠出金等の納付を含む。）及び福祉事業に係る法第百十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に二を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た金額に相当する金額に増加負担割合を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。第四項において「負担金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかつたものとみなす。

一 令和八年十月一日以後に地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百六十六号。以下この項及び次項において「令和四年改正政令」という。）附則第三条第四項の申出をした特定地方独立行政法人 当該申出が受理された日

二 当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者（令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定勤務者をいう。次号並びに次項第四号及び第五号において同じ。）の総数が常時十人以下の特定地方独立行政法人（前号及び次号に掲げる特定地方独立行政法人を除く。） 令和十七年十月一日

三 当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人以下の特定地方独立行政法人であつて、令和九年十月一日以後に特定法人（令和四年改正政令附則第三条第八項に規定する特定法人をいう。次項第一号及び第三号において同じ。）となつた特定地方独立行政法人（第一号に掲げる特定地方独立行政法人を除く。） 当該特定法人となつた日
前項の規定にかかわらず、次に掲げる特定地方独立行政法人は、同項の申出をすることができない。

一 令和八年十月一日において現に特定法人である特定地方独立行政法人

二 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第二項本文に規定する特定法人に該当しなくなつた特定地方独立行政法人となり、その後同日までの間に同項ただし書の申出がされていない特定地方独立行政法人

三 令和八年九月三十日までに令和四年改正政令附則第三条第四項の申出（二回以上当該申出をした場合にあつては、これらのうち直近のものに限る。）がされ、当該申出をした日から同月三十日までの間に同条第六項の申出がされていない特定地方独立行政法人（この間に特定法人となつた特定地方独立行政法人を除く。）

四 令和八年十月一日以後に設立された特定地方独立行政法人であつて、当該設立された日において当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えるもの
五 令和八年十月一日から前項各号に掲げる特定地方独立行政法人のいずれかに初めて該当した日の前日までの間に、当該特定地方独立行政法人に使用される特定勤務者の総数が常時五十人を超えていた特定地方独立行政法人

六 前項各号に掲げる特定地方独立行政法人のいずれかに該当したにもかかわらず、当該該当した日から起算して二年を経過した日の属する月の前月までに同項の申出がされないで、当該該当した特定地方独立行政法人に該当しなくなつた後に再び同項各号に掲げる特定地方独立行政法人のいずれかに該当するに至つた特定地方独立行政法人

3 次の表の上欄に掲げる期間における第一項第二号の規定の適用については、同号中同表の中欄に掲げる字句は、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	十人以下	三十六人以上五十人以下
	令和十七年十月一日	令和九年十月一日
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	十人以下	二十一人以上三十五人以下
	令和十七年十月一日	令和十一年十月一日
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人以下	十一人以上二十人以下
	令和十七年十月一日	令和十四年十月一日

4 特定地方独立行政法人ごとの負担金調整額が零である場合（当該負担金調整額が零である月が申出基準日から起算して二年を経過した日が属する月以後の期間である場合を除く。）においては、当該負担金調整額が零である月以後の期間における当該特定地方独立行政法人に係る第二項の規定の適用を停止するものとする。

5 特定地方独立行政法人は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から申出基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、主務省令で定めるところにより、特定組合に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

6 第一項の申出をした特定地方独立行政法人が、当該特定地方独立行政法人の負担すべき短時間組合員に係る負担金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の法第百三十三条第二項第一号及び第四号の掛金及び負担金については、第一項の規定は、適用しない。

7 第一項の規定は、同項の申出があつた日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間組合員に係る負担金について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

8 前各項に定めるもののほか、第一項の申出をした特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員が組合員の資格を取得した月にその資格を喪失した場合の届出その他の手続に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第三十五条の五 前条第一項の規定の適用を受ける特定地方独立行政法人に使用される短時間組合員の掛金（標準報酬の月額に係る掛金に限る。）に係る第二十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは、「百分の五十から附則第三十五条の四第一項に規定する増加負担割合を控除して得た率」とする。

第三十五条の六 前二条及び附則別表の規定は、法人等を使用される短時間組合員について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる附則第三十五条の四の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	附則第三条第四項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第四項
第一項第二号及び第三号	附則第三条第八項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第八項
第二項第二号	附則第三条第二項本文	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第二項本文
第二項第三号	附則第三条第四項	附則第四条第三項において準用する令和四年改正政令附則第三条第四項

附則第五十二条の三中「中」及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、附則第三十条の二を「並びに附則第三十条の二及び第三十五条の四第一項」に改める。

附則に次の附則別表を加える。

附則別表

一 附則第三十五条の四第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間 次表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じてそれぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十五
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五
第五級	百分の二十
第六級	百分の十四
第七級	百分の九
第八級	百分の五
第九級	百分の二

二 附則第三十五条の四第一項の申出があつた日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があつた日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間 次表の上欄に掲げる標準報酬の等級に応じてそれぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第七級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合

（地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「当分の間」を「令和十七年九月三十日までの間」に、「改正後地共済令」を「地方公務員等共済組合法施行令（以下この項及び第八項において「地共済令」という。）」に、「第二条第一項第一号及び第三十九条第一項並びに地共済令附則第四条第二項及び第四項」に、「当該」を「組合（当該）に、もつて組織する組合（を）組合員とする法第三条第一項に規定する組合をいう。」に、「組合」というを「同じ」に改め、同条第二項及び第四項中「特定法人」を「令和十七年九月三十日までの間、特定法人」に改め、同条第六項中「第四項」を「令和十七年九月三十日までの間、第四項」に改め、同条第八項中「改正後地共済令」を「地共済令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

附則第四条第三項中「前条の」を「前二条の」に、「同条第一項」を「附則第三条第一項」に、「第二条第二項」を「附則第四条第二項」に改める。

附則

この政令は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定（地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令附則第三条第一項の改正規定（当分の間）を「令和十七年九月三十日までの間」に改める部分を除く。）及び同条第八項の改正規定を除く。）は、令和九年十月一日から施行する。

内閣総理大臣 高市 早苗
総務大臣 藤井比早之
文部科学大臣 関 芳弘

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第三百十二号

私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第十四条第一項第三号及び第四十八条の三並びに公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十一条及び第七十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第一条 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項第一号中「この条において」を削り、同条第二項中「に該当し」を（附則第四項において「四分の三未満短時間労働者」と総称する。）に該当しに改め、第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則第六項を附則第十六項とし、附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第十五項とし、同項の前の見出しとして「介護納付金に係る掛金の徴収の特例」を付し、附則中第四項を第十四項とし、第三項の次に次の見出し及び十項を加える。

（特定減額特例対象者に係る加入者の資格に関する特例）

4 当分の間、学校法人等を使用される者で当該学校法人等から報酬を受けるものであつて、四分の三未満短時間労働者に該当するもの（法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない者に限る。）のうち、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第七条の規定の適用を受ける同条各号に掲げる労働者であつて、その者の報酬（同法第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして文部科学省令で定めるものを除く。）について、文部科学省令で定めるところにより、法第二十二條第八項の規定の例により算定した額が、八万八千円未満であるもの（以下「特定減額特例対象者」という。）については、法第十四条の規定にかかわらず、加入者としな

5 特定減額特例対象者は、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、加入者となることができる。

6 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日に、同項の規定による加入者の資格を取得する。

7 加入者（附則第五項の規定による加入者を除く。）が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の学校法人等に引き続き使用される場合には、附則第四項及び第五項の規定にかかわらず、その該当するに至つた日に、同項の規定による加入者となつたものとみなす。

8 附則第五項の規定による加入者（前項の規定により当該加入者とみなされた者を含む。以下同じ。）は、いつでも、文部科学省令で定めるところにより事業団に申出をし、その加入者の資格を喪失することができる。

9 附則第五項の規定による加入者は、法第十六条各号又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（同条各号（第一号を除く。）又は次の各号に掲げる事由に該当するに至つた日に他の法律に基づく共済組合の組合員又は厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その日）に、その加入者の資格を喪失する。

一 前項の申出が受理されたとき。

二 特定減額特例対象者でなくなつたとき。

10 附則第五項の規定による加入者についての法第二十五条において読み替えて準用する組合法第七十五条の三の規定の適用については、同条第一項第二号中「又は当該加入者が退職した」とあるのは、当該加入者が退職したとき、又は私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）附則第九項第一号に該当するに至つた」とする。

11 特定減額特例対象者であつた者（附則第五項の規定による加入者であつた者を含む。）が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の学校法人等を使用され、かつ、同日において法第十四条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法第十五条の規定の適用については、同条中「その教職員等となつた日」とあるのは、「私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）附則第四項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた直近の日」とする。